

農林水産商工常任委員会資料

(平成23年12月14日)

項 目

- 1 韓国首都圏鳥取県物産展の開催結果について
【経済通商総室(通商物流室)】…………… 1
- 2 神原汽船(株)境港航路(青島・大連)の運航休止について
【経済通商総室(通商物流室)】…………… 2
- 3 年末の総合相談窓口の開設について
【雇用人材総室(労働政策室)、経済通商総室(経営支援室)】…………… 3
- 4 第49回技能五輪全国大会への鳥取県選手団の出場について
【雇用人材総室(労働政策室)】…………… 4
- 5 地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針
【雇用人材総室(労働政策室)】…………… 5
- 6 雇用情勢の急速な悪化に対応した緊急雇用対策の実施について
【雇用人材総室(雇用就業支援室)】…………… 9
- 7 平成23年の障がい者雇用状況(平成23年6月1日現在)について
【雇用人材総室(雇用就業支援室)】…………… 10
- 8 ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業の平成23年度
予備枠の執行状況(11/30現在)について
【雇用人材総室(雇用就業支援室)】…………… 11
- 9 三洋電機株式会社等への要望について
【産業振興総室(企業立地推進室)】…………… 13
- 10 株式会社エムコの工場増設に伴う協定書の調印について
【産業振興総室(企業立地推進室)】…………… 14
- 11 農医連携促進協議会の開催について
【産業振興総室(産学金官連携室)】…………… 15

商 工 労 働 部

韓国首都圏鳥取県物産展の開催結果について

平成23年12月14日
経済通商総室
通商物流室

鳥取県と財団法人自治体国際化協会ソウル事務所が協力し、韓国で強いブランド力を持つ「新世界百貨店」において鳥取県産品の実演販売等を下記のとおり実施しました。あわせて、鳥取県の観光DVDの放映やパンフレット配布などを行い、韓国での鳥取県の知名度アップを図りました。また今後、韓国との食品販売に係る鳥取のブランド確立を目指し、県名商標の出願を行います。

記

1 期間及び場所

- 11月12日(土)～11月17日(木) 新世界百貨店 京畿店(京畿道 龍仁市)
11月25日(金)～12月1日(木) // 本店(ソウル市 中区)
12月2日(金)～12月8日(木) // 江南店(ソウル市 江南区)

2 出展企業及び販売商品

	企業名	所在地	販売商品
1	(有)いけがみ	米子市	みたらし団子、あんこ団子、もなか、梨あん団子
2	(有)あぶい蒲鉾	琴浦町	チーズ串天、野菜串天、いか串天、げそ団子
3	豊田アストリア(有)	米子市	カレー、白ネギスパイシー
4	(株)Trees	鳥取市	ワッフル、チーズケーキ
5	(株)澤井珈琲	境港市	氷温コーヒー 他
6	(株)はりまや	米子市	こんにやくソーメン、三角こんにやく
7	E G Aインターナショナルホールディングス(株)	境港市	べにずわいミート
8	泊総合食品(株)	鳥取市	らっきょう漬け
9	丸京製菓(株)	米子市	どら焼き、もなか、蒸まんじゅう、まんじゅうセット
10	(株)越河	米子市	えびグラタン、かにグラタン

※上記1～6の出展企業は実演販売を実施。

3 成果

- 8月に米子で開催した商談会に新世界百貨店のバイヤーを招へいし、あらかじめ売れそうな県産品の韓国市場向けの商品づくりに関するアドバイスを受けることにより、入念な準備ができた。
- 一部の商品は物産展の中途段階で売り切れるなど売れ行きは好調だった。初めて海外での販売を行った県内企業からは、「韓国の消費者の嗜好を実際に確認することができ、韓国のバイヤーと売り場でコミュニケーションしながら商品改良の方向性を見出せた。これから韓国市場での取り組みを継続的に行っていきたい。」とのことだった。
- 物産展の結果についてバイヤーは、「江南店のイベントブースの1日当たりの売上げ実績は100万円弱。現在の円高と東日本大震災後初めての日本商材の物産展であることを考慮すれば、まずまずの成果。」と分析。
- 新世界百貨店のバイヤーはDBS航路の迅速性など優位な点に着目。このたびの物産展で販売する商品をほぼ全量買い取り、DBS航路を利用して韓国に輸入。今後の航路利用についても積極的な姿勢。

4 課題

- 韓国と日本では食味の感じ方が異なるので、嗜好に合わせた改良も必要。韓国人に馴染みのない食材については美味しく食べてもらうための調理方法の説明も重要。
- 冷凍での流通が主体となるため、自然解凍でも食味が安定した商材を取り揃える必要がある。また、賞味期限が3ヶ月以上なければ海外バイヤーに受け入れてもらえないため、賞味期限が長くても味を落とさない商品開発が重要。
- 商品種類ごとによく売れる価格帯が存在する。その価格帯に合わせた商品ラインナップが必要。

神原汽船線境港航路（青島・大連）の運航休止について

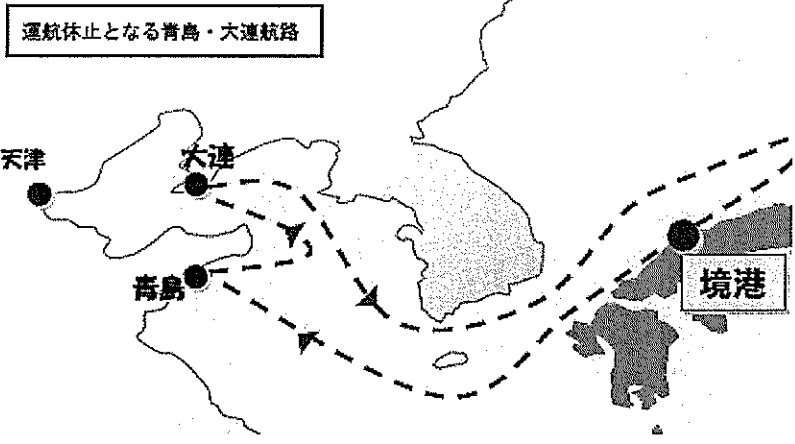
平成23年12月14日
 通商物流室
 境港管理組合
 空港港湾課

境港に寄港する定期コンテナ航路を運航する神原汽船から、日本海華北航路のスケジュール変更に伴い、青島・大連航路の境港寄港を平成24年2月14日より休止する旨、境港管理組合、境港貿易振興会及び境港海陸運送㈱に説明があり、12月8日付けでホームページ上で公表されました。

なお、同社が運航している上海航路については、境港の寄港スケジュールに変更はありません。

1 スケジュール変更の内容

	天津	大連	青島	大連	舞鶴	新潟	富山	金沢	境港
(現行)			(火)	(水)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)
(変更後)	(月)	(火)	(水)	(一)	(土)	(月)	(火)	(水)	(一)



2 適用日 平成24年2月14日から

3 今後の取組み方針

- ・青島・大連航路利用の既存荷主に対しては、代理店である境港海陸運送㈱を中心に、境港利用の代替ルートへの提案による境港の継続的な利用を働きかける。
- ・境港への寄港が早期に再開されるよう、関係機関が連携して、青島、大連、天津地域の貨物の掘起しを行い、船社に働きかけていく。

<参考> 境港定期航路のスケジュール（平成24年2月14日から） 週6回寄港

【中国航路】 週2便（毎週月・木曜日 寄港）		上海Tranship		青島Tranship	
月	上海-境港-金沢-新潟-富山-小樽-上海	【輸入】	上海から3日	(船社) 神原汽船 (代理店) 境港海陸運送㈱	
	(金) (月) (火) (水) (木) (土) (日)	【輸出】	上海まで11日		
休	青島-大連-舞鶴-新潟-富山-金沢-境港-舞鶴-大連	【輸入】	大連から8日 青島から9日	(船社) 神原汽船 (代理店) 境港海陸運送㈱	
	(火) (水) (土) (日) (月) (火) (水) (木) (金) (土)	【輸出】	大連まで6日 青島まで5日		
【韓国・中国航路】 週1便（毎週土曜日寄港）					
土	釜山-酒田-富山-金沢-境港-釜山-蔚山-光陽-天津-大連	【輸入】	釜山から6日	(船社) 高麗海運 (代理店) 境港海陸運送㈱	
	(日) (水) (木) (金) (土) (日) (月) (月) (水) (金)	【輸出】	釜山まで1日		
【韓国航路】 週3便（毎週月・金・水曜日 寄港）					
月	釜山-境港-金沢-直江津-酒田-釜山	【輸入】	釜山から1日	(船社) 高麗海運 (代理店) 境港海陸運送㈱	
	(日) (月) (火) (水) (木) (土)	【輸出】	釜山まで5日		
金	釜山-金沢-舞鶴-敦賀-金沢-境港-釜山	【輸入】	釜山から5日	(船社) 舞臺海運 (代理店) 村上船務運送㈱	
	(日) (月) (火) (水) (木) (金) (土)	【輸出】	釜山まで1日		
水	釜山-境港-金沢-敦賀-釜山-志布志-釜山	【輸入】	釜山から1日	(船社) 長崎汽船 (代理店) 境港海陸運送㈱	
	(火) (水) (木) (木) (土) (日) (火)	【輸出】	釜山まで3日		
【環日本海国際フェリー航路】 週1便（毎週金曜日入港・土曜日出港）					
金・土	東海-ウラジオストク-東海-境港-東海	【輸入】	東海から14時間	船社から2日	(船社) 日本フェリー (代理店) 日本フェリー 村上船務運送㈱
	日 (日) (月) (水) (木) (金) (土) (日)	【輸出】	東海まで14時間	船社から2日	
	月 (月) (火) (木) (木) (土) (金) (土) (日)				
	日 (日) (月) (水) (木) (金) (土) (日)				

年末の総合相談窓口の開設について

平成 23 年 12 月 14 日
 福祉保健課
 暮らしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取県社会福祉協議会と共催で「総合相談窓口」を開設します。

- 1 日 時
 平成23年12月29日(木)～30日(金) 8:30～17:15
- 2 場 所
 県内3か所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)
- 3 内 容
 ○生活福祉資金貸付等の相談等
 ○生活保護相談等
 ○公営住宅の入居相談・情報提供等
 ○職業相談等
 ○事業者の金融相談等
- 4 実施方法
 面談及び電話相談
- 5 参加機関
 県(各総合事務所・福祉保健部・生活環境部・商工労働部)
 鳥取県社会福祉協議会
- 6 その他
 これに先立ち、12月26日(月)～28日(水)、鳥取労働局、県、鳥取市、倉吉市及び米子市などが合同で、「仕事と暮らしの年末特別相談会」を開催します。
 場 所：県内3か所(鳥取市役所・倉吉市役所・米子市役所)
 内 容：労働相談、職業相談、多重債務、年金相談、生活費に関する相談、離職に伴う各種手続き

【参考】昨年度までの実施状況(相談件数)

	H20	H21	H22(相談者数18人)						
			職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計
県庁	12件	26件	3件	4件	5件	2件	3件	1件	18件
中部総合事務所	4件	2件	—	—	1件	—	—	—	1件
西部総合事務所	5件	24件	2件	1件	3件	1件	—	—	7件
計	21件	52件	5件	5件	9件	3件	3件	1件	26件

第49回技能五輪全国大会への鳥取県選手団の出場について

平成23年12月14日
雇用人材総室労働政策室

満23歳以下の青年技能者が技能の日本一を競い合う第49回技能五輪全国大会（主催：中央職業能力開発協会）に、本県選手団が出場します。

1 第49回技能五輪全国大会の概要

- (1) 開 催 12月16日(金)～19日(月)（競技は17日(土)、18日(日)）
- (2) 会 場 静岡県コンベンションアーツセンター（静岡市駿河区）、ツインメッセ静岡（静岡市駿河区）等
- (3) 主催等 主催：中央職業能力開発協会 後援：厚生労働省、各都道府県ほか
- (4) 競技職種 40職種（建築大工、日本料理、造園、旋盤、フラワー装飾等）
- (5) 出場者数 1,066人（建築大工79人、日本料理54人、造園32人）
- (6) 表彰 職種ごとに1位（1人以内）、2位（3人以内）、3位（3人以内）、敢闘賞（若干名）
- (7) 参加資格 ・2011年で満23歳以下であること。
・都道府県職業能力開発協会長または業界団体等から推薦された者であること。

2 出場選手（年齢は12月15日現在）

職種	氏名	年齢	所属
建築大工	池口 亮	23	藤井建築（琴浦町）
日本料理	井上 貴憲	22	芙蓉別館（米子市）
造園	森本 和樹	18	鳥取湖陵高（3年）

※各業界団体（技能士会等）からの推薦に基づき、鳥取県職業能力開発協会が主催者に推薦。

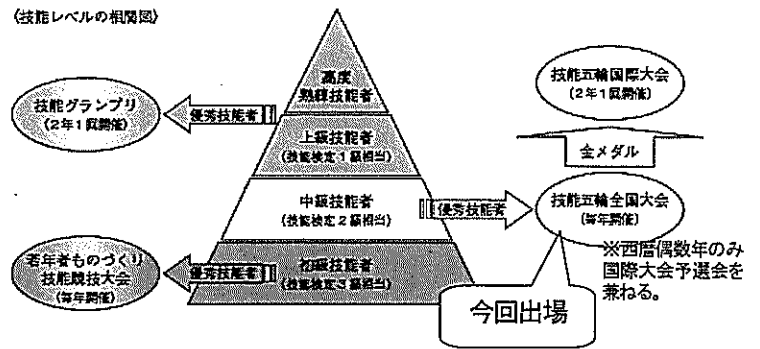
3 出発式

- (1) 日 時 12月15日（木） 午前10時から10時15分まで
- (2) 場 所 県庁第2応接室（本庁舎3階）
- (3) 出席者 選手団：選手等 県：知事ほか

4 参考

※技能五輪全国大会とは

国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能の重要性、必要性を広くアピールすることで技能尊重気運の醸成を図ることを目的に、昭和38年から毎年開催。



※これまでの本県の成績

職種	出場選手数 (延人数)	成績											
		1位	2位	3位	敢闘賞	近年							
						H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
建築大工	48名	1名	1名	5名	3名	-	-	敢闘賞	敢闘賞	-	-	-	-
日本料理	6名	0名	0名	1名	2名	3位	-	-	-	敢闘賞	敢闘賞	-	-
造園	17名	0名	0名	0名	1名	-	-	-	-	敢闘賞	-	-	-
他12職種	66名	1名	1名	3名	0名	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	137名	2名	2名	9名	6名								

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針

平成23年12月14日
総務部政策法務課

1 地域主権一括法の概要

① 名称等

	法律名	改正法律数	成立年月日	公布年月日
1次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	41法律	平成23年4月28日	平成23年5月2日
2次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	188法律	平成23年8月26日	平成23年8月30日

② 内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために複数の法律を一括して改正するもので、従来政令・省令で定められていた児童福祉施設の設備・運用基準、公営住宅の入居収入基準・整備基準、道路構造の技術的基準などの施設・公物の設置管理の基準が条例に委任された。

③ 施行日

平成24年4月1日。ただし、ほとんどの基準の設定に関して平成25年3月31日までの期間内において条例が制定、施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置がある。

2 条例の制定・改正の方針

施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されたことに伴い、鳥取県では31件（別紙のとおり。条例案の検討過程で変動する可能性有）の条例を制定・改正する必要がある、次のとおり議会に提案する予定としている。

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例⇒下記の6件

平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行

② 県民生活への直接の影響があり関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例⇒25件 平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行

3 2月議会に提案予定の条例

① 経過措置のないもの

条例	概要
鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定
図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定
博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定

② 県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定

地域主権一括法に伴う条例の制定、改正予定一覧

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例【平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行】6件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	福祉保健部	子育て応援課
				3	3		
2	水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定	水道法	19	3	生活環境部	水・大気環境課
3	天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定	下水道法	7	2	生活環境部	水・大気環境課
				21	2		
4	指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	生活環境部	公園自然課
				34	5		
5	図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定	図書館法	15	1	教育委員会	図書館
6	博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定	博物館法	21	1	教育委員会	博物館

② 県民生活への直接の影響がある条例【平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行】25件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
1	保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	生活保護法	39	1	福祉保健部	福祉保健課
2	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	青少年・家庭課
3	経費老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	経費老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	長寿社会課
4	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	老人福祉法	17	1	福祉保健部	長寿社会課
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員などの基準)	介護保険法	42	1	福祉保健部	長寿社会課
				74	1		
				74	2		
6	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積などの基準)	介護保険法	88	1	福祉保健部	長寿社会課
				88	2		
7	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	97	1	福祉保健部	長寿社会課
				97	2		
				97	3		

条例名(仮称)		概要	根拠条項		部	課	
8	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	110	1	福祉保健部	長寿社会課
				110	2		
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	介護保険法	54	1	福祉保健部	長寿社会課
				115-4	1		
				115-4	2		
10	指定障害福祉サービスの事業等に係る基準に関する条例	①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	43	1	福祉保健部	障がい福祉課
				43	2		
				36	3		
11	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準に関する条例	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	障害者自立支援法	44	1	福祉保健部	障がい福祉課
				44	2		
12	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
13	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
14	福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	福祉ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
15	障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	①障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準) ②指定障害者支援施設の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	84	1	福祉保健部	障がい福祉課
				38	3		
16	指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	①指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、指導訓練室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害児通所支援事業者の指定の申請者の要件に関する基準の設定 ③指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、衛生管理等の基準) ④指定障害児入所施設の指定の申請者の要件に関する基準の設定	児童福祉法	21-5-18	1	福祉保健部	子ども発達支援課
				21-5-18	2		
				21-5-15	2		
				24-12	1		
				24-12	2		
17	保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	保育所の設備及び運営に係る基準の設定 (保育士数、居室面積、保育時間等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子育て応援課

	条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
18	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	青少年・家庭課
19	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子ども発達支援課
20	病院及び診療所の人員及び施設に係る基準に関する条例	①病床数の算定に当たっての補正の基準の設定 ②専属薬剤師の設置の基準の設定 ③病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)	医療法	7-2	4	福祉保健部	医療政策課
				7-2	5		
				18			
				21	1		
21	県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定 ②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定	公営住宅法	5	1	生活環境部	住宅政策課
				5	2		
				23	1		
22	鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定	都市公園法	3	1	生活環境部	公園自然課
				4	1		
		②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1		
23	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正	①県立職業能力開発施設において行う職業訓練の例外的措置の設定 (施設外の施設で行うことができる職業訓練等の内容に関する基準) ②県立職業能力開発施設における職業訓練の基準の設定 (訓練生の数、訓練期間等の基準) ③無料とする公共職業訓練の設定 ④職業訓練指導員の資格の設定	職業能力開発促進法	15-6	1	商工労働部	雇用人材総室
				15-6	3		
				19	1		
				23	1		
				28	1		
24	県道の構造等の基準に関する条例	①県道の構造の技術的基準の設定 ②県道に設ける道路標識の寸法の設定	道路法	30	3	県土整備部	道路企画課
				45	3		
		②移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1		
25	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な信号機の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	警察本部	交通規制課

雇用情勢の急速な悪化に対応した緊急雇用対策の実施について

平成23年12月14日
雇用人材総室雇用就業支援室
行財政改革局人事企画課

1 概要

三洋C Eの事業再編等の影響により、求職者が急増して雇用情勢の急激な悪化が見込まれることから、県全体の雇用機会を創出するため、緊急雇用事業基金等を活用し、県による直接雇用を行う。

2 求人規模等

- 求人規模：300名程度
- 雇用期間：平成24年1月～3月（雇用期間は最低1ヶ月以上）
- 雇用形態：臨時的任用職員（常勤の有期雇用）など
- 業務内容：主に定型的な事務補助、軽作業などの業務に従事する。

【業務内容の例】

業務内容	人員
【簿冊整理事業（政策法務課）】 「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が平成24年4月から施行されるに当たり、各部局が保管、保存する簿冊の整理を行うことで文書事務の効率化を進める。	17人
【収蔵品の劣化防止作業、遺跡管理台帳の整備（埋蔵文化財センター）】 収蔵品に劣化防止措置を施し再収納するとともに、遺跡管理台帳の整備・データベース化を行う。	5人
【災害復旧事業の工事発注図面の作成補助（中部総合事務所県土整備局）】 台風12号、15号による災害復旧工事が集中することから、図面の色塗り・図面折りその他の補助作業を行い、工事発注の迅速化を図る。	5人

- 勤務条件：勤務時間 1日7時間45分
賃金 日額6,750円(月額14万円程度<事務補助・軽作業等の場合>)
(※ 特殊な技能等が必要な職については、個別に勤務条件を決定)

3 今後の日程

現在、県庁内で、雇用人数の洗い出し、事業・予算の整理、採用準備等を行っているが、今後は、次のような日程で進める予定としている。

- 一次募集（人事企画課で一括して求人・募集を実施するもの）

時期	内容
12月下旬～1月初頃	募集期間
1月7日(予定)	採用試験
1月中旬	採用

その他、特別な技能の必要な職などは、所属ごとに求人・募集を実施。

- 追加募集

今後、追加の求人・募集を実施予定

平成23年の障がい者雇用状況（平成23年6月1日現在）について

平成23年12月14日
雇用人材総室
雇用就業支援室

鳥取労働局が取りまとめたデータによると、平成23年6月1日現在の県内の障がい者雇用状況については、民間企業での障がい者の実雇用率は、前年度を0.05ポイント下回る1.78%となり、再び、法定雇用率（1.8%）を下回り、法定雇用率達成企業割合においても前年度を3.2ポイント下回る56.4%となりました。

なお、実雇用率は41都道府県で前年度を下回り、33道府県で法定雇用率を下回る結果となりました。

1 民間企業における障がい者雇用状況（法定雇用率1.8%）

区分	算定の基礎となる労働者数	障がい者雇用人数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	達成割合
鳥取県	55,320.5人	985.5人	1.78%	204/362	56.4%
全国	22,260,915.5人	366,199.0人	1.65%	34,102/75,313	45.3%

2 昨年を下回った要因

(1) 短時間労働者への対象拡大

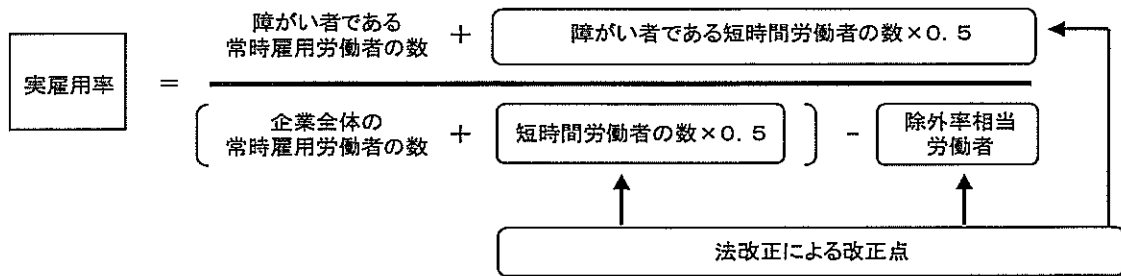
平成20年12月に改正された障害者雇用促進法が平成22年7月から施行され、対象となる労働者に短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）が新たに加わったこと。

(2) 除外率の引き下げ

平成22年7月から、業種ごとの除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられたこと。

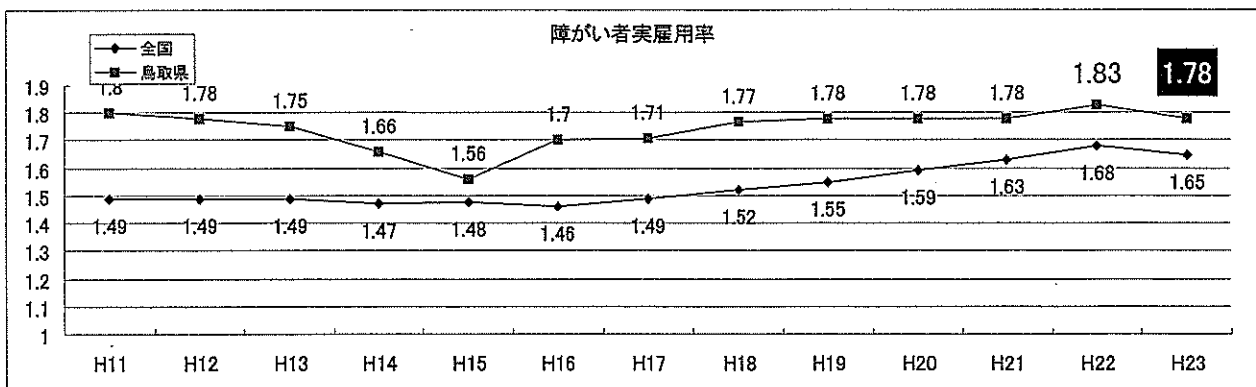
※除外率制度：障がい者の就業が一般的に困難である認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者を控除する制度。

【実雇用率の算定方法】



3 民間企業における障がい者雇用率の推移（鳥取県）

（単位：%）



ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業の
平成23年度予備枠の執行状況(11/30現在)について

平成23年12月14日
雇用人材総室
雇用就業支援室

今年度の県事業予備枠を活用して追加実施することとなった緊急雇用創出事業は、以下のとおりです。

(参考)

○ふるさと雇用再生特別交付金事業

鳥取県ふるさと雇用再生特別基金(財源:国10/10)を活用した事業により、継続的雇用機会の創出を図るもの。

○緊急雇用創出事業

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金(財源:国10/10)を活用した事業により、一時的な雇用機会の創出を図るもの。

○重点分野雇用創出事業

緊急雇用創出事業のうち、特に重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等)に係るもの。

○地域人材育成事業

緊急雇用創出事業のうち、一時的な雇用機会の創出を図りつつ、地域のニーズに応じた人材育成を行うもの。

1 平成23年度予備枠の執行状況(11月30日までに追加決定した事業)

(1)ふるさと雇用再生特別交付金事業 追加事業なし

(2)緊急雇用創出事業

①緊急雇用事業

所属名	事業名	雇用創出人数(人)	H23予算額(千円)	左のうち人件費(千円)	事業内容
(総務部)政策法務課	簿冊名変更作業等事業	1	449	449	平成24年4月施行の「鳥取県公文書等の管理に関する条例」に基づき簿冊名を公表するため、個人名が入っているなどの簿冊名の修正作業を行う。
(県土整備部)技術企画課	公共工事検査補助事業	1	1,727	1,075	増加している設計金額1,500万円未満の工事検査の一部を、財団法人鳥取県建設技術センターに外部委託し、業務効率を向上させる。
(中部総合事務所)県民局	【被災者支援】中部総合事務所運営費	1	748	748	東日本大震災被災者の方を非常勤職員として採用し、①情報発信(中部総合事務所ホームページによる中部地区行事予定、情報提供他)、②防災業務の事務補助(防災関係マニュアル等の整理)、③その他県民局内事務補助(データ整理、文書の作成)等の業務を行う。
(西部総合事務所)県民局	【被災者支援】庁舎等管理及び庶務・会計書類作成等事務補助	1	800	748	東日本大震災被災者の方を非常勤職員として採用し、①庁舎管理(倉庫整理、植栽管理、駐車場管理等)の補助、②会計書類の作成補助、書類の編さん、各種書類の配布等③庶務関係書類の作成補助の業務を行う。
(西部総合事務所)生活環境局	営繕業務円滑化事業	1	599	599	増加している工事監理業務及び県有施設の修繕等に対応するため、①図面・台帳整理②パソコンによるデータ入力③各施設への連絡調整業務等に従事する非常勤職員を1名配置し、業務の円滑化・効率化を図る。
今回報告分計①		5	4,323	3,619	
報告済分②		722	953,239	781,476	
合計(=①+②)		727	957,562	785,095	

②重点分野雇用創出事業

所属名	事業名	雇用創 出人数 (人)	H23予算額 (千円)	左のうち 人件費 (千円)	事業内容
(農林水産部) 森林・林業総室	高性能林業機械作業システム構築事業	1	1,311	1,221	各森林組合・林業事業体の作業体系にあった効率的なシステムの構築及び高性能林業機械の効率的な操作指導等を委託し、高性能林業機械作業システム企画書(仮称)の作成等を行う。
今回報告分計①		1	1,311	1,221	
報告済分②		492	1,201,376	1,227,982	
合計(=①+②)		493	1,202,687	1,229,203	

③地域人材育成事業 追加事業なし

三洋電機株式会社等への要望について

平成23年12月14日
産業振興総室
企業立地推進室

11月30日に三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社等から早期退職の状況報告を受けたことに伴い、平井知事は鳥取市長、鳥取労働局長及び鳥取商工会議所会頭と合同で下記のとおり要請を行いました。

記

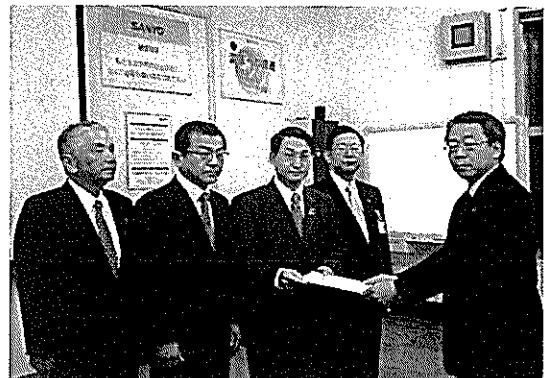
- 1 日 時 平成23年12月6日(火) 17時～17時30分
- 2 場 所 三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社(鳥取市立川)
- 3 対 応 者 三洋電機株式会社 執行役員 大庭 功(おおば いさお)
(三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 代表取締役社長)
- 4 訪 問 者 鳥取県知事 平井 伸治
鳥取市長 竹内 功
鳥取労働局長 森田 啓司(もりた ひろし)
鳥取商工会議所会頭 清水 昭允(しみず てるみつ)
- 5 要 請 内 容

- ・ 県内従業員規模の確保に努めるとともに、今後この様な大量離職が発生することがないようにすること。
- ・ 鳥取の地を環境エネルギー等今後発展が見込まれる分野への新たな事業展開の拠点とするなど、新規事業や事業拡大により雇用の受け皿を増やしていくこと。
- ・ 従業員の配置転換、出向及び退職に当たっては、労働関係法令を遵守すること。

《パナソニック株式会社には、三洋電機株式会社経由で要望書を届けます。》

6 大庭社長の主な発言

- ・ 要望はしっかり受け止めたい。三洋本社とパナソニックにも伝えたい。
- ・ 372名の退職は、地域経済への影響が大きいと認識している。
- ・ 離職者対策には感謝している。
- ・ 鳥取には技術者の蓄積があり、100名余の技術者もいるので、単なる製造ではなく、付加価値のある製造開発で行きたい。
- ・ 鳥取でどういう事業ができるか、収益性・対費用効果を見極めながら、パナソニックグループの中で食欲に働きかけたい。
- ・ 今後、皆さんと話をしながら進めたい。



株式会社エムコの集約移転及び工場増設に伴う協定書の調印について

平成23年12月14日
産業振興総室
企業立地推進室

株式会社エムコ（本社：米子市）が、熟成黒ニンニクを使用した健康関連食品等の増産と生産の効率化のため、境港市に本社機能及び生産工場を集約移転することとなり、これを支援する鳥取県及び境港市との間で協定書の調印を下記のとおり行いました。

記

1 株式会社エムコの概要

- (1) 所在地 米子市両三柳277
- (2) 代表者 代表取締役 遠藤 三男 (えんどう みつお)
- (3) 設立 平成18年11月
- (4) 資本金 3,000千円
- (5) 従業員 21名
- (6) 事業内容 健康食品（黒ニンニク関連商品、コラーゲン）の製造販売

2 工場増設計画の概要

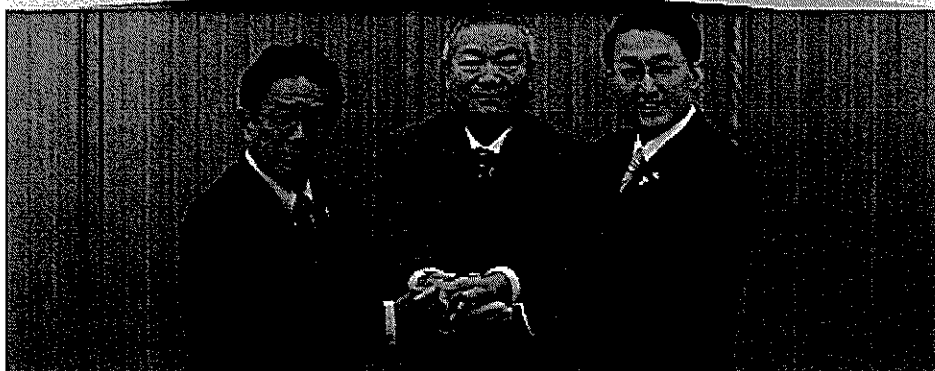
本社機能及び生産工場を境港市に集約移転し、黒ニンニク関連商品及びコラーゲンの製造を行う。

- | | |
|--------|--------------------------|
| ① 所在地 | 境港市西工業団地51 |
| ② 事業内容 | 健康食品（黒ニンニク関連商品、コラーゲン）の製造 |
| ③ 投資額 | 約2億9,200万円 |
| ④ 雇用計画 | 10名（3年後） |
| ⑤ 売上計画 | 7億円（初年度） |
| ⑥ 操業開始 | 平成24年4月（予定） |

3 調印式

- (1) 日時 平成23年11月29日（火）午前10時～10時40分
- (2) 場所 知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 株式会社エムコ 代表取締役 遠藤 三男
鳥取県知事 平井 伸治
境港市副市長 安倍 和海 (あべ かずみ)

株式会社エムコの工場等増設に係る 協定書調印式



農医連携促進協議会の開催について

平成23年12月14日
産業振興総室
産学官連携室

医療分野における知見・ニーズと農業技術を活用し、医療関係者と農業生産者が連携して取り組む機能的農産物や健康食品の開発・生産・販売を支援し、新たな健康関連産業を創出するため、第1回農医連携促進協議会を開催しました。

1 開催日時等について

(1) 日 時 平成23年11月8日(火) 午後3時～

(2) 会 場 米子コンベンションセンター

(3) 内 容

○農医連携促進事業の概要説明

○農医連携促進協議会長の選出

会長：鳥取大学 医学部医学科 健康政策医学分野 教授 黒沢 洋一 氏

○講 演

・鳥取大学 医学部医学科 健康政策医学分野 教授 黒沢 洋一 氏

演題：「鳥取大学における農医連携」

・鳥取県西部総合事務所農林局 大山農業改良普及所 普及主幹 田平 弘樹 氏

演題：「メディカルハーブ・エキナセアを活用した農医連携による新事業創出」

2 今後の取り組みについて

・農医連携事務連絡会の開催（12月20日(火)）

⇒医療分野のニーズと農業の生産情報を持ち寄り、農医の事業者グループの立ち上げ(マッチング)を検討。

・農医連携促進セミナーの開催（H24年1月）

⇒農医連携の取り組みを促進するため、医療・農業関係者等へ普及・啓発。

・農医連携促進協議会の開催（H24年3月）

⇒事業者グループの事業化・販路開拓の支援及び農医協働連携事業化補助金(※)の審査。

(※)現在、補助対象事業を募集中。(募集期間：23年12月7日～24年1月31日)

3 農医連携促進協議会等のメンバー

◆農医連携促進協議会（事業化・販路開拓支援、補助金審査等）

所 属	役 職 名	氏 名
鳥取大学	農学部 生物資源環境学科 教授	渡辺 文雄
	医学部 医学科健康政策医学分野 教授	黒沢 洋一
鳥取短期大学	生活学科 食品栄養学専攻 教授	野津 あきこ
鳥取県産業技術センター	食品開発研究所長	野口 誠
鳥取県産業振興機構	西部支部企業支援グループ 食品担当マネージャー	大野 良幸
鳥取県	福祉保健部 健康医療局健康政策課長	大口 豊
	福祉保健部 健康医療局医療指導課 主幹	西田 秋美
	農林水産部 農林総合研究所企画総務部 参事	石谷 正大

◆農医連携事務連絡会（情報収集、農医の事業者グループの立ち上げ支援等）

所 属	役 職 名	氏 名
鳥取大学	大学院医学系研究科 機能再生医科学専攻 准教授	栗政 明弘
	産学・地域連携推進機構 産学官連携コーディネーター	古川 郁夫
	産学・地域連携推進機構 産学官連携コーディネーター	足森 雅己
鳥取県産業振興機構	新事業創出部新事業支援グループ 6次産業化総括プランナー	勝原 公一
鳥取県	農林水産部 農林総合研究所 企画総務部技術普及室長	渡辺 博幸
	農林水産部 農政課企画調査室 室長補佐	加藤 裕利
	中央病院 医療技術局栄養管理室長	中田真寿子
	各総合事務所農林局 農業改良普及所 担当者(7名)	—